

## 就労可能な在留資格・業務は？

外国人は、出入国管理及び難民認定法により、日本で行うことのできる活動または在留できる身分・地位が定められており、この分類を“在留資格”といいます。  
企業は誰でも採用でき、どんな仕事内容でも任せていいというわけではなく、業務内容と採用したい人物を照らし合わせ、就労可能な在留資格に該当するか確認が必要です。

	技術・人文知識・国際業務 (高度人材)	特定技能	技能実習 ※法改正あり
対象	外国の大学卒以上 もしくは 日本の専門学校卒以上 または、当該実務経験を 有する者 ※実務経験：技術・人文知識は 実務経験10年以上、 国際業務は実務経験3年以上	【特定技能1号】 特定技能試験および 産業分野別に 定められた水準の 日本語試験合格者 または技能実習生 2号修了者  【特定技能2号】 熟練した技能を 有する者	一般の方 (中学卒以上)
雇用期間の上限	なし※更新制	【特定技能1号】5年 【特定技能2号】なし	1～5年
職務内容の範囲・条件	学校および仕事を 通じて身に着けた 専門性と職務が 合致する必要がある	介護、ビルクリーニング、 素形材産業、 産業機械製造業、 電気・電子機器関連産業、 建設、造船・船用工業、 自動車整備、航空、 宿泊、農業、漁業、 飲食品製造業、外食業	農業、漁業、建設、 食品製造、繊維・衣服、 機械・金属、その他  ※技能実習計画に基づいた 業務に限る
例	機械設計、電気設計、 通訳、IT技術者、 マーケティングなど	電気機器の組立て、 飲食業での調理、 接客など	惣菜製造、とび、 刺し網漁業、機械加工、 ビルクリーニングなど
自動車運転免許証の取得	可	【特定技能1号】可 【特定技能2号】可	可
家族帯同の可否	可	【特定技能1号】不可 【特定技能2号】可	不可
日本国内での 転職可否	可	可	不可

※受入人数上位国

- ①ベトナム
- ②インドネシア
- ③フィリピン

(R5年末法務省データ)